

防衛省訓令第92号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱

改正 平成23年 4月27日防衛省訓令第22号

改正 平成26年10月22日防衛省訓令第56号

改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

改正 令和5年 3月31日防衛省訓令第22号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公共用施設の整備又は特定事業に要する費用  
等（第3条－第9条）

第3章 基金の造成等（第10条－第15条）

## 第 4 章 雑則（第 1 6 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （通則）

#### 第 1 条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和 4 9 年総理府令第 4 3 号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

##### （交付金の交付）

第2条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長及び東海防衛支局長が行うものとする。

第2章 公共用施設の整備又は特定事業に要する費用等

(公共用施設の整備に要する費用)

第3条 法第9条第1項の特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）が交付金を充てることができる同条第2項の政令で定める公共用の施設（以下「公共用施設」という。）の整備に要する費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 基本構想策定費 基本構想（公共用施設の整備に関する基本的な構想をいう。第5条第1項第2号アにおいて同じ。）を策定するために要する費用

(2) 全体計画調査費 全体計画（公共用施設の整備の全体計画をいう。第5条第1項第2号アにおいて同じ。）を作成するために要する費用

(3) 工事費 公共用施設の整備を工事により行う

場合における当該工事（以下「工事」という。

）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

（４） 物件購入費 公共用施設の整備を物の購入により行う場合における当該物（以下「物件」という。）の購入並びにこれに伴う運搬及び据付けに要する費用

（５） 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために要する費用

（６） 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な費用及び関連市町村が関連市町村以外の者が行う工事に交付金を充てる場合（第８条において「間接補助の場合」という。）における当該交付金を充てるために必要な事務費

（７） 基金造成費 公共用施設の整備として、二年

度以上にわたり継続する事業（以下「継続事業」という。）を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（前各号に掲げる費用に係る経費に限る。）の総額を支弁するために必要な額の基金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金をいう。以下同じ。）を設けるために要する費用

2 前項第6号の地方事務費の額は、工事費の100分の5を超えない額とする。

（特定事業に要する費用）

第3条の2 関連市町村が交付金を充てることができる  
法第9条第2項の政令で定める事業（以下「特定事業」という。）に要する費用は、次に掲げる費用とする。

（1） 基本構想策定費 基本構想（特定事業に関する基本的な構想をいう。第5条第2項第2号アにおいて同じ。）を策定するために要する費用

（2） 全体計画調査費 全体計画（特定事業の全体計画をいう。第5条第2項第2号アにおいて同

じ。)を作成するために要する費用

(3) 事業運営費 特定事業の実施に要する費用

(4) 基金造成費 特定事業として、継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費(前各号に掲げる費用に係る経費に限る。)

の総額を支弁するために必要な額の基金を設けるために要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、事業運営費(同項第3号の事業運営費をいう。以下同じ。

)であっても交付金を充てることができない。

(1) 市町村の職員(公共用施設に勤務する職員のうち、次に掲げる職員を除く。)の給料及び職員手当等に要する費用(特定事業の実施に附帯して必要となる費用を除く。)

ア 法令の規定に基づく資格を必要とする業務に従事する常勤職員

イ 非常勤職員

(2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに

類する物品の給付に要する費用

(3) 公共用施設の整備に要する費用（前条第1項各号に掲げる費用を含む。）

(4) 公共用施設以外の公共用の施設（以下この号及び次号において「整備対象外施設」という。）の整備に要する費用（次に掲げる費用を含む。）

ア 整備対象外施設の整備に関する基本的な構想を策定するために要する費用

イ 整備対象外施設の整備の全体計画を作成するために要する費用

ウ 整備対象外施設の整備として、継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の基金を設け、又は当該基金に充てるために要する費用

(5) 整備対象外施設の運営に要する費用

3 第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる費用

に係る継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の基金を設け、又は当該基金に充てるために要する費用は、基金造成費（第1項第4号の基金造成費をいう。）であっても交付金を充てることができない。

（補助金等交付申請書の様式等）

第4条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第1号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

（1） 別記第2号様式による事業の内容及び経費配  
分書

（2） 別記第3号様式による全体事業計画書

（3） 別記第4号様式による収支予算書

（軽微な変更）

第5条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更であって公共用施設の整備に係るものは、次に掲げる変更とする。

（1） 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経



費の流用による変更で、流用先の経費（工事費については各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。））の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

ア 基本構想策定費（第3条第1項第1号の基本構想策定費をいう。）と全体計画調査費（同項第2号の全体計画調査費をいう。）相互間の流用

イ 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

ウ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

エ 物件購入費と工事費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

オ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。

）又は物件購入費への流用

カ 地方事務費から工事費又は物件購入費への

流用

（２） 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の  
の変更

ア 基本構想の策定又は全体計画若しくは設計

図書を作成に必要な調査の種類又は方法の変

更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基

本構造の変更。ただし、誤測又は違算による

わずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭

和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号に規

定する建築設備をいう。）の部分となって用

いられる機械又は器具のうち重要な機械又は

器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量

の変更

- エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更
- オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更
- カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、型式若しくは数量の変更
- キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額（当該額が200万円を超える場合は200万円）を超えるものに限る。）を伴う事業の内容の変更
- ク 物件購入費に係る物件の品目、規格、型式

又は数量の変更

ケ 補助事業の完了予定期日の1月以上の延期

又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる

延期

2 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更であって特定事業に係るものは、次に掲げる変更とする。

(1) 事業の経費の配分の変更のうち基本構想策定費（第3条の2第1項第1号の基本構想策定費をいう。）、全体計画調査費（同項第2号の全体計画調査費をいう。）及び事業運営費の相互間の流用による変更で、流用先の経費の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更

ア 基本構想の策定又は全体計画の作成に必要な

な調査の種類又は方法の変更

イ 事業運営費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超える変更に限る。）を伴う事業内容の変更

ウ 特定事業の主要な部分の著しい内容の変更

エ 補助事業の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第6条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第5号様式とする。

（遂行困難な場合の報告）

第7条 交付規則第4条第1項第3号の報告は、補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第 8 条 交付規則第 6 条の報告書の様式及び提出時期は、  
次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第 6 号様式	公共用施設の整備又は特定事業（以下「公共用施設の整備等」という。）の着手後 7 日（間接補助の場合にあっては、14 日）以内

補助事業等遂行状況報告書	別記第7号様式	公共用施設の整備等の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日（間接補助の場合にあつては、翌月21日）まで

2 次に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の

提出は要しない。ただし、公共用施設の整備等に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 公共用施設の整備等の着手後3月以内に公共用の施設の整備が完了する場合

(2) 公共用施設の整備等の着手後1月以内に12月31日になる場合

(補助事業等実績報告書の様式等)

第9条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報告書の様式	添 付 書 類
補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受	別記第8号様式	別記第9号様式による収支精算書



けた場合を含む。)		別記第10号様式による完了検査等調書
		完了設計書
交付金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定の対象となった補助事業が完了しない場合	別記第11号様式	別記第12号様式による年度末収支状況調書
		出来高工程表

### 第3章 基金の造成等

(基金造成費に係る補助金等交付申請書の様式等)

第10条 第4条の規定にかかわらず、基金造成費（第3条第1項第7号及び第3条の2第1項第4号の基金造成費をいう。以下同じ。）に係る交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第13号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

(1) 別記第14号様式による事業の内容及び経費配分書

(2) 別記第15号様式による事業計画書

(3) 別記第16号様式による基金全体計画書

(4) 別記第17号様式による収支予算書

(5) 基金に関し必要な事項を定めた条例等

(基金造成費に係る交付の条件)

第11条 基金造成費に係る交付の決定の通知を行う場合は、交付規則第4条第1項の規定のほか、同条第2項の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 基金の造成を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長又は東海防衛

支局長（次号及び第13号において「地方防衛局長等」という。）に協議し、承認を得ること。

(2) 基金の運用及び処分計画の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、あらかじめ地方防衛局長等に協議し、承認を得ること。

(3) 基金の運用により生じた利益は、当該基金に繰り入れること。

(4) 基金の造成に係る経理と他の経理は区別すること。

(5) 基金は、基金の造成目的以外の事業を行うために処分してはならないこと。

(6) 基金により行う継続事業の終期となる年度までの間は、当該事業に関する毎年度の実施状況及び基金の運用状況について、事業実施年度の翌年度の4月10日までに別記第22号様式による基金運用・処分実績報告書を提出すること。

(7) 基金の造成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出につい

ての証拠書類を整理し、基金の造成の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(8) 基金による継続事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に従って効率的な運営を図ること。

(9) 基金による継続事業においては、公共用施設の整備に係るものについては第3条第1項第1号から第6号までに掲げる費用以外の費用に、特定事業に係るものについては第3条の2第2項各号に掲げる費用に基金を充ててはならないこと。

(10) 交付決定通知書を受理したときは、速やかに基金を造成するとともに事業の目的及び内容、事業の始期及び終期並びに事業に要する経費の総額及び交付を受けた交付金の額をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

- ( 1 1 ) 前号の規定により公表した事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更があった事項を公表すること。
- ( 1 2 ) 継続事業が終了し、又は第 1 号に規定する廃止の承認を得たときは、それぞれ当該事業の完了した日の属する年度の翌年度の 6 月 3 0 日又は当該承認を得た日から 3 月を経過した日までに、別記第 2 3 号様式による事業評価書を提出するとともに、速やかに、当該事業評価書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表すること。
- ( 1 3 ) 基金の額が継続事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方防衛局長等が認めた場合又は事業の終期が到来し、若しくは第 1 号の規定により基金を廃止した場合において当該基金に残余があるときは、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

(基金に充てることができる交付金の額)

第12条 基金に充てることができる交付金の額は、別記第16号様式による基金全体計画書に記載した継続事業に要する経費の総額の範囲内とする。

(基金の造成等)

第13条 基金の造成は、基金の運用を行うための預貯金口座等に預入をして行い、交付金並びに関連市町村の一般財源等により造成した現金預貯金及びその運用から生ずる利益により構成されるものとする。

2 基金の運用は、次の方法により確実かつ効率的に行うものとする。

(1) 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の取得

(2) 銀行その他金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(4) 財政融資資金への預託

3 基金の処分は、継続事業の実施に必要な費用に充てるために行うものとする。

(基金造成費に係る状況報告)

第14条 第8条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第6条の報告は別記第18号様式による補助事業等遂行状況報告書により行うものとし、その提出時期は基金の造成後7日以内とする。

(基金造成費に係る補助事業等実績報告書の様式等)

第15条 第9条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第7条に規定する実績報告は別記第19号様式による補助事業等実績報告書により行うものとし、同条の添付書類は次に掲げる書類とする。

(1) 別記第20号様式による収支精算書

(2) 別記第21号様式による事業実績書

#### 第4章 雑則

(委任規定)

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日防衛省訓令第22号）（抄）

1 この訓令は、平成23年4月27日から施行する。

附 則（平成26年10月22日防衛省訓令第56号）

この訓令は、平成26年10月22日から施行する。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使



用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日防衛省訓令第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記第1号様式（第4条関係）

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付申請書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 全体事業計画の概要：全体事業計画書に記載のとおり
- 6 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり
- 7 間 接 補 助 事 業 者：

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 全体事業計画書  
3 収支予算書

注：1 交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業ごとに作成すること。  
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			経 費 負 担 の 内 訳					備 考
				経 費 の 区 分	工 事 費 の 区 分	事 業 費	交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
						円	円	円	円	円	円	

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

全 体 事 業 計 画 書

工種・ 品目・ 調査種 類	構造・ 工法・ 規格・ 型式・ 調査方 法等	総 量			前年度まで			本 年 度			翌年度以降			事 業 の 完了に する 期間 年月 から まで	備 考
		事 業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量は 数	事 業 費	交 付 金		
			円	円		円	円		円	円		円	円		

別記第4号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記載すること。

別記第5号様式（第6条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更  
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付申請書又は補助事業等計  
画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面  
の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入さ  
れている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の  
相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあって  
は変更後の内容を明示したものとする。

別記第6号様式（第8条関係）

補助事業等着手報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた交付金の額の剰余額： 円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第7号様式（第8条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	



2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left[ \frac{(B)}{(A)} \times 100 \right]$	交付金 の交付 済 額	備考
		事業 量 又 は 数 量	事業費 (A)	事業 量 又 は 数 量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第8号様式（第9条関係）

補助事業等実績報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		実績		差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書  
2 完了検査等調書  
3 完了設計書

別記第9号様式（第9条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円		円	円	

別記第10号様式（第9条関係）

完了検査等調書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購入年月日	耐用年数	継続使用 希望の有 無	備考
			円	円				

別記第 1 1 号様式（第 9 条関係）

補助事業等実績報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金の交付 済額	備考
		事業 量又は 数量	事業費 (A)	事業 量又は 数量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類： 1 年度末収支状況調書  
2 出来高工程表

別記第12号様式（第9条関係）

年度末収支状況調書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付申請書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業計画の概要：事業計画書に記載のとおり
- 6 基金計画の概要：基金全体計画書に記載のとおり
- 7 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 事業計画書  
3 基金全体計画書  
4 収支予算書  
5 基金に関し必要な事項を定めた条例等

注： 交付金を充てることのできる公共用の施設の整備又は事業ごとに作成すること。

別記第14号様式（第10条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

基金の 名 称	運 用 先	運用形態	経 費 の 配 分				備 考
			交 付 金	市 町 村 費	そ の 他	計	
			円	円	円	円	



別記第15号様式（第10条関係）

事業計画書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区分	基金造成額			基金処分量			備考
	前年度 まで	本年度	計	前年度 まで	本年度	計	
交付金 市町村費等 運用益	円	円	円	円	円	円	
合計							

2 基金の運用計画

(令和 年 月 日現在)

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入（見込み）	円	円

注：1 基金の造成及び処分の状況における基金造成額及び基金処分量の本年度については、計画額又は見込額を記入すること。

2 基金の運用計画において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第16号様式（第10条関係）

基金全体計画書

事業の名称：

- 1 継続事業の目的：
- 2 継続事業の内容：
- 3 継続事業の始期及び終期：令和 年 月から令和 年 月まで
- 4 継続事業に要する経費の総額： 円
- 5 経費の内訳

年度	基金造成額				基金処分額				基金 残 額
	交付金	市町村 費等	運用益	計	継続事業の 内容	規模・ 数量等	事業費	基金 処分額	
令和 年度	円	円	円	円			円	円	円
令和 年度									
令和 年度									
令和 年度									
計									

注：1 基金造成額の欄及び基金処分額の欄の各項目については、過年度までは実績により、本年度以降は計画により記入すること。

2 継続事業の始期年度から終期年度まで全て記入すること。

別記第17号様式（第10条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第18号様式（第14条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 基金の処分の状況

（令和 年 月 日現在）

基金造成額	本年度処分計画額		備考
	処分済額	処分未済額	
円	円	円	

別記第19号様式（第15条関係）

補助事業等実績報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

区 分	基 金 造 成 額		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
	交付決定額 (A)	実 績 額 (B)		
交 付 金 市 町 村 費 そ の 他 運 用 益	円	円	円	
合 計				

- 6 事業の成績：事業実績書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書  
2 事業実績書

注：運用益については、造成額と処分額を差引した残額を記入すること。

別記第20号様式（第15条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金 交付決定額	精算事業 費総額	交付金 精算額	概算払 受領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備考
	円	円	円	円	円	

別記第 2 1 号様式（第 1 5 条関係）

事 業 実 績 書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備 考
	前年度 まで	本年度	計	前年度 まで	本年度	計	
交 付 金 市 町 村 費 等 運 用 益	円	円	円	円	円	円	
合 計							

2 基金の運用実績

(令和 年 月 日現在)

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注： 基金の運用実績において、運用先又は運用形態が 2 以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第 2 2 号様式（第 1 1 条関係）

基金運用・処分実績報告書  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

下表のとおり交付金の交付決定の通知があった により造成した  
基金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、令和 年度における基金  
の運用及び処分に係る実績を別紙のとおり報告する。

基金造成年度	交 付 決 定		額 の 確 定		基金造成額 円
	交付決定 年月日	交付決定通知書 文 書 番 号	確 定 年月日	確 定 通 知 書 文 書 番 号	

- 注：1 基金造成年度の交付決定を全て記入すること。  
2 基金造成額は、交付金及び市町村費等（運用益を除く。）の積立額と運用益  
の造成及び処分の差額の合計額とする。  
3 基金造成額は、報告年度の年度末現在の額を記入すること。



## 1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度

基金の 名 称	基金造成額（令和 年度末）（A）					基金処分額(B)			基金残高 (令和 年度 末)(A)-(B)
	交付金	市町村 費等	運用益 造成額	運用益 処分額	計	令和 年度	令和 年度	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注：1 基金の名称ごとに、基金の処分年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

2 基金造成額欄の交付金及び市町村費等については、積立額の総額を記入すること。

3 市町村費等については、運用益は含まない。

## 2 基金の運用実績

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入	円	円

注：運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

## 3 基金を充て実施した継続事業

事業年度：令和 年度

継続事業 の名称	継続事業 の内容	規模・ 数量等	事業 主体	実施 場所	継続事業実施期間 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	事業費	基金 充当額	備考
						円	円	

添付書類：事業内容等が確認できる必要な資料

別記第23号様式（第11条関係）

事業評価書

継続事業名							
補助事業者名							
事業主体							
実施場所							
継続事業の目的							
継続事業の内容							
継続事業の始期及び終期							
継続事業に要した経費の総額及び交付金充当額	継続事業に要した経費の総額				交付金充当額		
基金の造成及び処分	基金造成額 (A)					基金 処分量 (B)	基金 残額 (A)-(B)
	交付金	市町村 費等	その他	運用益	計		
	円	円	円	円	円	円	円
継続事業の成果及び評価							
継続事業の評価に際しての第三者機関の活用の有無							

注：1 交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業ごとに作成すること。

2 継続事業の評価に際して第三者機関を活用した場合は、当該第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。